

議案第9号

財政事情公表条例の一部を改正する条例の制定について  
財政事情公表条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年11月30日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定により公表する市の財政状況について公表の時期等に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

## 財政事情公表条例の一部を改正する条例

財政事情公表条例（昭和46年富津市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 富津市財政状況の公表に関する条例

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付し、同条中「文書（これを「財政事情」という。）の作成及び」を「財政状況（以下「財政状況」という。）の」に改める。

第2条に見出しとして「（公表の時期）」を付し、同条第1項中「財政事情」を「財政状況」に、「4月及び10月」を「5月1日及び11月1日」に改め、同条第2項中「、その他」を「その他」に、「止んだ」を「やんだ」に、「1か月以内において、その期日を定め、」を「速やかに」に改める。

第3条に見出しとして「（公表の内容）」を付し、同条第1項各号列記以外の部分中「4月中」を「5月1日」に、「9月1日から2月末日」を「10月1日から3月31日」に改め、同項第3号中「財産公債」を「財産、地方債」に改め、同項第5号中「その他市長において」を「前各号に掲げるもののほか市長が」に改め、同条第2項中「10月中」を「11月1日」に、「3月1日から8月31日」を「4月1日から9月30日」に改め、同条第3項中「「財政事情」」を「財政状況」に、「なるべき」を「なる」に、「文書をもって、その附表として」を「ものを」に改める。

第4条に見出しとして「（公表の方法）」を付し、同条第1項中「財政事情」を「財政状況」に、「公告式及び」を「広報」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第5条に見出しとして「（補則）」を付し、同条中「財政事情の作成及び」を「財政状況の」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。